一般財団法人茨城県建築センターNICE_WEB 申請システム利用規約

(目的)

第1条 本規約は、一般財団法人茨城県建築センター(以下「センター」といいます。)が運営する NICE_WEB 申請システム(以下「NICE システム」といいます。)の利用にあたって必要な事項 を定めるものです。

(用語の定義)

- 第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
 - (1) NICE_WEB 申請 インターネットを利用してデータを送信することによって電子申請や事 前相談を行うことをいいます。
 - (2) 利用者登録 NICE システムの利用に必要な利用者 ID 及びパスワードの発行のために本システムを利用して氏名、メールアドレス等の登録を行うことをいいます。
 - (3) 利用者 NICE システムを利用して、電子申請や事前相談を行う個人及び法人等をいいます。
 - (4) 利用者 ID 利用者を特定するため、利用者登録時にセンターが付与する一意の符号をいいます。
 - (5) パスワード 利用者を特定する際のセキュリティを目的として、利用者が指定し、管理する符号をいいます。
 - (6) 電子ファイル NICE システムを利用して添付する書類等をいいます。
 - (7) 入力情報 NICE システムに入力した物件情報をいいます。

(規約への同意)

第3条 NICE システムは、この規約に同意されていることを前提に提供するものとし、利用の前に必ず本規約の内容を確認いただき、この規約に同意できない場合には利用できないものとします。なお、NICE システムを利用された方は、本規約に同意したものとみなします。

(利用者の責任)

- 第4条 利用者は自己の責任と判断に基づき、NICEシステムを利用し、利用によって生じる各種情報を管理するものとします。
 - 2 利用者は、NICE システムを利用するために必要な機器及び環境を全て自己の責任と負担において準備し、それらの管理を自己の責任において行うものとします。
 - 3 利用者は、NICE システムの利用に際して、使用する機器についてセキュリティ対策に努めるものとします。
 - 4 利用者は、NICE システムの機能を用いて電子ファイルを登録する場合は、必ず事前にウィルス チェックを行うものとします。ウィルスチェックに使用するアプリケーションの種類は指定しま せんが、常に最新のパターンファイルを適用することとします。
 - 5 利用者は、登録した利用者情報の内容に変更が生じた場合は、遅延なく変更を行うものとします。

(利用可能時間)

第5条 NICE システムは、原則、24 時間 365 日利用可能とします。ただし、保守・点検等により、利用者に事前通知をすることなく、NICE システムの一部又は全部を停止、休止、中断等を行うことができるものとします。

(禁止事項)

- 第6条 NICE システムの利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止します。
 - (1) NICE システムをセンターへの申請以外の目的で利用すること。
 - (2) NICE システムに対し、不正にアクセスすること。
 - (3) NICE システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
 - (4) NICE システムに対し、ウィルスに感染したファイルを送信すること。
 - (5) 虚偽の利用登録による利用者 ID の取得及び当該利用者 ID により申請・届出手続きを行う こと。
 - (6) 他人の利用者 ID、パスワード等を不正に使用すること。
 - (7) その他法令等に反すると認められる行為をすること。

(利用の停止又は制限)

第7条 センターは、利用者が前条前項のいずれかに該当する行為を行った場合又は行ったと疑うに 足りる相当な理由がある場合は、利用者に事前に通知し NICE システムの利用を停止又は制限す ることができる。ただし、緊急を要する場合は、通知することなく NICE システムの利用を停止 又は制限することができる。

(システム利用可能文字)

- 第8条 NICE システムにおいて使用可能な文字は以下の各号に掲げるもののみとし、その他の外字、 機種依存文字等の使用は不可とします。
 - (1) 半角英数字及び記号は、JISX-0201-1997 を使用する。
 - (2) 全角漢字は、JIS 第一水準漢字若しくは JIS 第二水準漢字を使用する。
 - (3) カタカナを使用する場合は、全角カナを使用する。

(個人情報保護)

第9条 センターが、NICE システムを提供する上で知り得た利用者の情報、入力情報、電子ファイル及び利用履歴の取り扱いについては、センターの「コンプライアンス宣言」に準ずることとします。

(問い合わせ)

第 10 条 NICE システムの利用に関する問い合わせの連絡先については、センターホームページに示します。

(免責事項)

- 第 11 条 センターは、利用者が NICE システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとします。
 - 2 センターは、NICE システムの改修及び運用の停止、休止又は中断を行ったことによって生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負わないものとします。
 - 3 センターは、NICE システムに障害が発生したときには、早急な復旧に努めますが、このことによって生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負わないものとします。

(著作権)

第 12 条 NICE システムに含まれるプログラム及びその他著作物に関する著作権は、国際著作権条 約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。NICE システムに含まれるプログラ ム及びその他の著作権の修正、複製、改ざん、販売等の行為及びリバースエンジニアリングを禁 じます。

(準拠法及び管轄)

- 第13条 本規約は日本国法に準拠するものとします。
 - 2 NICE システムの利用に関して紛争が生じたときは、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管 轄裁判所とします。

(本規約の変更)

- 第 14 条 センターは、必要があると認めるときは、利用者に対して事前に通知することなく、本規 約を変更することができるものとします。
 - 2 センターは、本規約の変更を行った場合には、速やかに NICE システムのトップページの「お知らせ」に掲載するものとします。
 - 3 前項の掲載後、利用者が NICE システムを利用した場合は、変更後の本規約に同意したとみなします。

(附 則)

- この規約は、平成29年10月1日から施行する。
- この規約は、令和3年7月20日から施行する。